

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
健康医療部 健康推進室	<p>旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>東京都</td><td>令和6年4月9日</td><td>29,192円</td><td>令和6年5月16日</td></tr> <tr> <td>B</td><td>東京都</td><td>令和6年4月9日</td><td>29,400円</td><td>令和6年5月16日</td></tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和6年4月9日	29,192円	令和6年5月16日	B	東京都	令和6年4月9日	29,400円	令和6年5月16日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第47条関係</p> <p>1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日													
A	東京都	令和6年4月9日	29,192円	令和6年5月16日													
B	東京都	令和6年4月9日	29,400円	令和6年5月16日													
措置の内容																	
<p>検出事項の原因是、出張者の認識不足及び事務担当者の確認不足によるものである。 今後は、管外旅費支出時に、出張者に対して出張後速やかに精算処理を行うよう周知するとともに、所属職員に対しても精算の必要性について周知を行った。 また、支出命令者及び事務担当者が復命書及び総務事務システムでの定期的な確認を行うこととした。 今後も定期的に所属職員に向けて注意喚起を行い、適正な事務処理に努める。</p>																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月5日から同月19日まで）